国立大学法人法国会附带決議(衆議院・参議院)の履行状

履行状況

国立大学法人法反対首都圏ネットワーク事務局

決議項目(青字は衆議院・黒字は参議院)

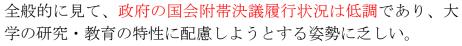
コメント

国立大学の法人化に当たっては、憲法で保障されてい る学問の自由や大学の自治の理念を踏まえ、国立大学 の教育研究の特性に十分配慮するとともに、その活性 化が図られるよう、自主的・自律的な運営の確保に努 めること。

国立大学の法人化に当たっては、憲法で保障されてい る学問の自由や大学の自治の理念を踏まえ、国立大学 の教育研究の特性に十分配慮するとともに、その活性 化が図られるよう、自主的・自律的な運営を確保する こと。

国立大学の運営に当たっては、学長、役員会、経営協 議会、教育研究評議会等がそれぞれの役割・機能を十 分に果たすとともに、相互に連携を密にすることによ り自主的・自律的な意思決定がなされるよう努めるこ と。また、教授会の役割についても十分配慮すること。 国立大学法人の運営に当たっては、学長、役員会、経 営協議会、教育研究評議会等がそれぞれの役割・機能 を十分に果たすとともに、全学的な検討事項について は、各組織での議論を踏まえた合意形成に努めるこ と。また、教授会の役割の重要性に十分配慮すること。

○学問の自由と大学の自治



「学問の自由」は基本的人権の一環であるはずだが、法人化に よって、人々の権利が拡大伸長していると実感されない。

国家公務員削減という政治的要請から非公務員型法人化が図ら れた結果、国立大学の教員は教育公務員特例法の適応除外とさ れてしまったが、これに代わる(設置形態を問わない)大学教 員の身分保障制度を打ち立てる必要がある。

○運営組織の連携・意思疎通・合意形成

『日経』(04/08/02) によれば、経営協議会の学外委員の8割以 上が「協議会の意見を大学運営に反映させようとしている」と 評価するなど、大学は外部の声を取り入れることに熱心である。 だが、その一方で、法人化後、学長・役員会に情報が集中し、 教育研究評議会や教授会の構成員が得られる情報が少なくなっ たという声が多々聞かれる。行政・民間企業では、情報の秘匿 や意思決定の不透明さがしばしば重大な過誤・不祥事につなが っている。大学はこうした社会の教訓にも学ばなければならな い。3年間で専任教員5%削減という重大な決定が、役員会で決 定後された後に教授会に示される(和歌山大学)といった附帯 決議に違反する事態も生じている。

役員等については、大学の教育研究や運営に高い識見 を有し、当該大学の発展に貢献し得る者を選任するよ う努めること。

役員等については、大学の教育研究や運営に高い識見 を有し、当該大学の発展に貢献し得る者を選任すると ともに、選任理由等を公表すること。また、政府や他 法人からの役員の選任については、その必要性を十分 に勘案し、大学の自主性・自律性を阻害すると批判さ れることのないよう、節度を持って対応すること。監 事の任命に当たっては、大学の意向を反映するように 配慮すること。

学長選考会議の構成については、公正性・透明性を確 保し、特に現学長が委員になることについては、制度 の趣旨に照らし、厳格に運用すること。

〇役員の人選

①大学の教育研究や運営に関する専門的知識・経験をもち、② 当該大学の発展に貢献しうる者を登用し、大学は、

③選任理由等を公表、

④節度をもたなければならない。

だが、文科省に「本籍」を残したまま各大学の理事を務める、 いわゆる「出向役員」は依然としてなくなっていない。文科省・ 法人とも、文字通り節度が問われる。

新潟大学では、明るみに出た官製談合の当事者(前市長)だっ た監事の適格性が問われている (新大職組声明 05/05/19)。

文部科学大臣は、中期目標の作成及び中期計画の認可 に当たっては、<u>大学の自主性・自律性を尊重</u>する観点 に立って適切に行うこと。

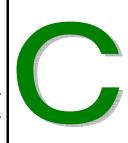
中期目標の実際上の作成主体が法人であることにか んがみ、文部科学大臣は、個々の教員の教育研究活動 には言及しないこと。文部科学大臣が中期目標・中期 計画の原案を変更した場合の理由及び国立大学法人 評価委員会の意見の公表等を通じて、決定過程の透明 性の確保を図るとともに、原案の変更は、財政上の理 由など真にやむを得ない場合に限ること。

○学長選考会議の構成

学長選考会議の構成について対外的に公表していない大学があ る。滋賀医科大学では、学長選考会議が意向投票で大差をつけ られた次点候補者(トップの7割の得票)を学長に選考、文科 大臣がこれを任命したことから、その適法性が裁判で争われて いる(京都新聞 05/06/07)。

〇中期目標・計画における大学の自主性の尊重

PFI 推進という財政上の理由をはみ出す政策的要請を含むもの の、大学作成の中期目標・計画原案に対する文科大臣の修正意 見は大筋で附帯決議に沿うかたちで行われた。だが、国立大学 法人評価委員会の「国立大学法人の中期目標・中期計画(素案) についての意見」は、「具体性の向上」の観点として、達成時期 や数値目標の設定を求めており、これを受けて実に84%の大学 が中期目標・計画案の修正を行っている。修正率の高さは、中 期目標・計画の達成度が評価を受けることを見越して大学が自 主規制を行ったことを臭わせる。教員就職率60%(学芸大)や、 特許の倍増(静岡大)、文科大臣が言及することを禁じた全教員 の個人評価について実施時期を明記する(名工大)など、修正 の結果が大学の自律性や教育研究の特性にふさわしいものかど うか疑問が残る。



| 国立大学の評価に当たっては、明確かつ透明性のある基準に従って行うともに、基礎的な学間分野の継承発展や国立大学が地域の教育、文化、産業等の基盤を支えている役割によい。 音響の 選を では、大学の自主性・立って 関重な運用に係る 業務が 国立大学のも自主性・立って 関重な運用に係る 業務が 国立大学の動態の 負担とならないよう努める こと。 さらに大学の教職員の 負担とならないよう努めること。 古の委員は大学の教職の 登上のの付記に、評価でいて信息を で変して、 での 地域の基盤 もた、前立てて信息で、 で変して、 での 地域の基盤 もた、前立てて信息で、 で変して、 で変して、 で変して、 で変して、 で変して、 での が 変して、 で変して、 での が 変して、 での が 変して、 での が 変して、 で変して、 での が 変して、 での の で 変して、 での の で 変して、 での の の で 変して、 での の で 変して、 での の の で で で の の の で で に い の の で な に に の の に に い の の で で を い に まるとしを 行 に で の の で で で で で で で で で で で で で で で で | 考極。がと一世に分大して憲法学幾合生る果の趣 | ○教職員の負担の軽減 法人化と前後して、国立大学の教職員は多くの残業を強いられている。事務職員の削減が進んだ上に、目標・計画の策定作業も含めて、法人化・大学改革にかかる業務が過大なことが各大学に共通する。 法人移行業務にかかる人件費は政府の責任において当然措置されるべきものであるが、「特段の措置」どころか通常業務の残業代すら不足しているのが実態である。政府機関を含めて、法人化・大学改革に関する類似の調査が乱発されていることも現場の多忙に拍車をかけている。 ○評価の観点 国立大学法人評価委員会「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の各年度終了時の評価に係る実施要領」(04/10/25) は、大学の個性、国際的な存在感、機動的・戦略的な大学運営、説明責任の履行などを評価する方向を示しているものの、附帯とど、内容面での評価のあり方については未知数である。 ○意見の申し立て 大学評価・学位授与機構が 2001 年度から 4 年間にわたって実施した「試行評価」では、各大学は、評価結果に対して異論がある場合、申し立てを行っているが、その結果、評価がやり直とはなく、単に大学からの意見として併記されるだけのようである。 ○評価と資源配分 国立大学法人に対する評価と資源配分をどのように結びつけるのか、政府の方針はまだ明らかではない。 大学評価・学位授与機構の「試行評価」の結果について分析したまた。 |
|--|------------------------|---|
| こと。国立大学法人評価委員会の委員は大学の教育研究や運営について高い識見を有する者から選任すること。また、評価というの意見申立ての会の付与について法上明記し、評価の信頼の向上に努めること。 国立大学法人法によ評価制度及び評価結と資源配分の関係にいては、同法第三条の旨を踏まえ <u>慎重な</u> に努めるとともに、継的に見直しを行うこと国立大学法人評価委会の委員は大学の教 | 一 | 内容面での評価のあり方については未知数である。 ○意見の申し立て 大学評価・学位授与機構が 2001 年度から 4 年間にわたって実施した「試行評価」では、各大学は、評価結果に対して異論がある場合、申し立てを行っているが、その結果、評価がやり直されることはなく、単に大学からの意見として併記されるだけのようである。 ○評価と資源配分 国立大学法人に対する評価と資源配分をどのように結びつけるのか、政府の方針はまだ明らかではない。 大学評価・学位授与機構の「試行評価」の結果について分析し |
| 評価制度及び評価結 と資源配分の関係に いては、同法第三条の 旨を踏まえ <u>慎重な運</u> に努めるとともに、継 <u>的に見直し</u> を行うこと 国立大学法人評価委 会の委員は <u>大学の教</u> | 果 つ 趣 | 国立大学法人に対する評価と資源配分をどのように結びつけるのか、政府の方針はまだ明らかではない。 大学評価・学位授与機構の「試行評価」の結果について分析し |
| | 一 売 。 | た東京大学・金子元久氏の指摘によれば、評価結果にはムラがあり、大規模大学の方が高いなどバイアスがある。これを予算決定などに結びつけるのには相当な問題がある。 〇国立大学法人評価委員会 |
| い識見を有する者か 選任すること。評価委 会の委員の氏名や経 の外、会議の議事録を 表するとともに、会議 公開するなどにより 正性・透明性を確保す こと。 | 高いる | 大学の教育研究・運営について専門的知識・経験をもつ委員が多数を占めるなど、人選には配慮が見られる。多忙、兼任の多い委員ばかりであり、評価に集中できるかどうか心配される。議事録から、膨大な事務局の報告事項を形式的に追認しているだけのような場面があることも懸念される。 〇公正性・透明性の確保 評価委員の氏名・経歴、会議の議事録などの情報公開は文部科学省 HP において行われている。会議自体も公開されているものの、傍聴希望者は事前に文部科学省の登録を必要とするなど制約が多い。会議の公開されていることについても十分広報されているとはいえない。 |
| 独立行政法人通則法を準用するに当たっては、総省、 <u>財務省</u> 、文部科学省及び国立大学法人の関係にいて、大学の教育研究機関としての本質が損なわれことのないよう、 <u>国立大学法人と独立行政法人の違に十分留意する</u> こと。 | 3 | 〇国立大学法人を独立行政法人と同列に扱わない 若干の手心が加えられたとはいえ、国立大学法人の運営費交付金には独立行政法人同様の効率化係数が掛けられている。さらに国立大学は授業料収入増を見込める分(標準額)だけ、運営費交付金が減らされるという独自の締め付けもあり、財政的には独立行政法人より苦しい状況にあると指摘される。 |
| 独立行政法人通則法第三十五条の準用による政策 価・独立行政法人評価委員会からの国立大学法人等 主要な事務・事業の改廃勧告については、国立大学 人法第三条の趣旨を十分に踏まえ、各大学の大学本 や学部等の具体的な組織の改廃、個々の教育研究活 については言及しないこと。また、必要な資料の提 等の依頼は、直接大学に対して行わず、文部科学大 に対して行うこと。 | か 生 動 出 | 〇政策評価・独立行政法人評価委員会の勧告 未実施のため履行状況は判定できないが、閣議決定(04/12/24) では、政府及び政府関係法人の一層のスリム化を進める方針が 示されており、独立行政法人についても、中期目標期間終了時 に廃止・統合、民営化の方向を徹底することが確認されている。 こうした行政改革の要請が、政策評価・独立行政法人委員会の 国立大学法人に対する勧告にも影響することが懸念される。 |

| 決議項目(青字は衆議 | | | コメント | | | | |
|--|---|--|--|--|--|--|--|
| 運営費交付金等の算定に当 | | 78213 8477 | □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□ | | | | |
| たっては、公正かつ透明性 | | | 文科省によれば、2005年度の運営費交付金は「私立大学の授業 | | | | |
| のある基準に従って行うと | 及び算定根拠を明確に | | 料等の水準など社会経済情勢等を総合的に勘案」(文科省)して | | | | |
| ともに、法人化前の公費投 | した上で公表し、公正 | | 削減された。しかし、この運営諮問会議減額の方針は概算要求 | | | | |
| 入額を十分に確保し、必要 | 性・透明性を確保すると | | 後に突如示されたものであり、社会経済情勢だけでは説明にな | | | | |
| な運営費交付金等を措置す | ともに、各法人の規模等 | | らない。本当の理由は、効率化係数や経営改善係数で、運営費 | | | | |
| るよう努めること。また、 | その特性を考慮した適 | | □ りない。本当の理由は、効率化係数や経営以善係数で、連営員 ■ 交付金を削減しても、なお認めざるをえない退職手当等の当然 | | | | |
| 学生納付金については、経 | 切な算定方法となるよ | | | | | | |
| 済状況によって学生の進学 | う工夫すること。また、 | | 「相程質を払出するためたと考えてよい(東京八子広報主 05/01/25)。 | | | | |
| 機会を奪うこととならない | 法人化前の公費投入額 | | ~ 05/01/25/。 - ○所要額の確保 | | | | |
| よう、適正な金額とするよ | を踏まえ、従来以上に各 | REAL ROSE HAR ELECTRON BY LEGT HOUSE BOTTLE | 2005年度、89校のうち 48校で前年より予算額が減少。付属: | | | | |
| <u>より、過止な业機とする</u> よう努めること。 | 国立大学における教育 | | 院への交付金に一律かけられる2%の減額分と合わせ、運営費交 | | | | |
| 777000000 | 研究が確実に実施され | | 付金の減額分が響いたと報じられる(『朝日』05/03/28)。また、 | | | | |
| | るに必要な所要額を確 | | 国立大学の施設整備費補助金も前年度に対して 23.3%減という | | | | |
| | 保するよう努めること。 | | 異常な事態となっている。 | | | | |
| | | | | | | | |
| | 学生納付金については、 | | 〇高等教育の進学機会の経済格差是正 2007 年度 国立士党 | | | | |
| | 経済状況によって学生 | | 2005年度、国立大学 | | | | |
| | の進学機会を奪うこと | | 授業料の標準額は 1 新授業料 (赤は値上げ) | | | | |
| | とならないよう、将来に | | 万 5000 円アップの 58 万 9300 円 東北大会計大学院 | | | | |
| | わたって適正な金額、水 | | 53 万 5800 円とされ 57 万 2400 円 東京農工大技術経営研究科 | | | | |
| Weinster Albert Albert State | <u>準を維持</u> するとともに、 | | た。国公立の大学と 53万5800円 (新標準額) 81大学 | | | | |
| | 授業料等減免制度の充 | | しては日本の大学は 53万400円 愛媛大=来年度は新標準額 | | | | |
| | 実、独自の奨学金の創設 | | すでに世界一の高学 52 万 800 円 (据え置き) 小樽商科大=後 | | | | |
| And the second s | 等、 <u>法人による学生支援</u> | Excellence of the social socia | 費であり、進学機会 期は新標準額、佐賀大、北海道教育大修士課 | | | | |
| | の取組についても積極 | | の経済格差是正はま 程、北見工大、千葉大、東京大、三重大の各 | | | | |
| | <u>的に推奨、支援</u> するこ | | すます立ち遅れるこ 博士課程 | | | | |
| | と。 | | とになる。 | | | | |
| 国立大学附置研究所について | ては、大学の基本的組織の | | 〇附置研究所 | | | | |
| 一つであり、学術研究の中核 | を が が が が が が が が が が が が が が が が が が | | 国立大学附置研究所・センター長会議(「科学技術基本計画に対 | | | | |
| たしていることにかんがみ、 | 短期的な評価を厳に戒め | | する意見と提言―現場からの声―」05/01/08) は、「健全な競争 | | | | |
| るとともに、財政支出の充実 | ミに努めること。全国共同 | | が出来る基盤、科学技術の担い手の基礎体力が同時に存在しな | | | | |
| 利用の附置研究所についても | っその特性を生かすこと。 | | ければならない」として、国立大学の予算枠の抜本的な拡大を | | | | |
| また、各研究組織の設置・改 | (廃や全国共同利用化を検 | | 求めている。裏返せば、現行の附置研究所に対する財政支出 | | | | |
| 討するに当たっては、各分野 | かの特性や研究手法の違い しょうしん かんしん しんしん しんしん かんしん かんしん かんしん かんしん か | | 不十分だということになる。また、科学者が科学行政に積極 | | | | |
| を十分尊重し、慎重に対応す | けること。 | | に参加できる環境、若手の研究者養成とポストドクター問題の | | | | |
| | • | | 解決など、科学行政の全般的な改革を訴えている。政府はこれ | | | | |
| | | | らの声を重く受け取るべきである。 | | | | |
| | 至への対応については 法 | | 〇法律を遵守した法人移行 | | | | |
| 人の成立時に違法状態の生す | | | 当然すぎるこのことが守られていない。実験室の安全基準達成 | | | | |
| 面その他必要な措置を講ずる | | | のための予算措置がないことから、現場では環境測定調査の費 | | | | |
| <u>歯との他紀安は指置</u> と瞬)。 行後、新たに必要とされる雇 | | | 用負担に耐えられず申請件数を過少にするなど違法状態が放置 | | | | |
| | | | されている。サービス残業は全国的に横行している。残業時間 | | | | |
| <u>は、運営費交付金等により確実に措置</u> すること。 | | 14014614012021401461461202461101401 | が労使協定の上限を上回る違反事例もある。 | | | | |
| 国立士学法人。の教行にの1 | マーナ切到学学は 准性 | | | | | | |
| 国立大学法人への移行につい | | | ○国会への報告義務 「国力」がは、 | | | | |
| 状況、課題などを明らかにし | <u> 、 </u> | | 「国立大学法人への移行の進捗状況等に関する報告」(04/10/28) | | | | |
| こと。 | | | は、すべての国立大学法人において平成15年度内に「必要な安 | | | | |
| | | | 全衛生管理の改善が図られた」と記載するなど誤った認識に立 | | | | |
| | | | っている。櫻井充参議院議員による2度に渡る「国立大学法人 | | | | |
| | | | 化に関する質問趣意書」(03/07/25、03/10/07) に対する内閣総 | | | | |
| | | 14474 HOLDON HAR BAR HAR HAR HAR HAR HAR HAR HAR HAR HAR H | 理大臣の答弁書にも、質問の趣意を理解していないものがある | | | | |
| | | | など全般的に不備が目立つ。 | | | | |
| | | | 0 = 7 = 7 = 7 | | | | |
| Well-ter-test a re- | 挫価制度の発展を通じ、国┃ | | ○認証評価 | | | | |
| 学校教育法に規定する認証語 | | | ■専門職大学院など一部を除き、国立大学法人の研究・教育に関 | | | | |
| 立大学等が多様な評価機関 | の評価を受けられる環境 | | | | | | |
| 立大学等が多様な評価機関 を整備し、ひいては我が国に | の評価を受けられる環境 における大学評価全体の信 | | する評価は大学評価・学位授与機構に一元化されている。多様 | | | | |
| 立大学等が多様な評価機関 | の評価を受けられる環境 における大学評価全体の信 | | | | | | |
| 立大学等が多様な評価機関 を整備し、ひいては我が国に | の評価を受けられる環境 における大学評価全体の信 E評価が円滑に行われるよ | _ | する評価は大学評価・学位授与機構に一元化されている。多様 | | | | |
| 立大学等が多様な評価機関を整備し、ひいては我が国に 頼性の向上を図るため、 <u>認</u> 証 | の評価を受けられる環境 における大学評価全体の信 E評価が円滑に行われるよ | | する評価は大学評価・学位授与機構に一元化されている。多様な評価機関が評価の信頼性の向上につながるのかどうかも不明 | | | | |

| 決議項目(青字は衆議院・黒字は参議院) | 履行状況 | コメント | | | | | | | |
|----------------------------------|---|---------------------------------------|----------|-------------|---------|---------|--|--|--|
| 国立高等専門学校については、各学校の自主性・自律 | VII. 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ | | | | | | | |
| 性を尊重し、教育研究の個性化、活性化、高度化が一 | | 文科省独立行政法人評価委員会は国立高等専門学校機構、大学 | | | | | | | |
| 層進むよう配慮すること。 | | 評価・学位授与機構、国立大学財務・経営センターなど 2004 年 | | | | | | | |
| 国立高等専門学校については、各学校の自主性・自律 | | 4月発足法人の中期目標・計画を一括して総会で審議するなど扱 | | | | | | | |
| 性を尊重し、教育研究の個性化、活性化、高度化が一 | | い方が非常に荒い。高等教育部会の中に置かれることになって | | | | | | | |
| <u></u> 層進むよう配慮すること。 | | いる高専機構部会の設置・審議状況も不明である。 | | | | | | | |
| 国は、高等教育の果たす役割の重要性に鑑み、国公私 | | 〇高等教育全体に対する公財政支出の拡充 | | | | | | | |
| 立全体を通じた高等教育に対する財政支出の充実に | | 高等教育 | 育機関に対するま | 5出の対G D P 比 | (2000年) | | | | |
| 一 | | 国 名 | 公財政支出 | 私費負担 | 合 計 | | | | |
| 上と自立的な発展を図る立場から、地方の大学の整 | | フ ラ ン ス | 1.0% | 0.1% | 1.1% | | | | |
| <u>備・充実</u> に努めること。 | | ドイッ | 1.0% | 0.1% | 1.0% | | | | |
| 国は、高等教育の果たす役割の重要性にかんがみ、国 | | 日本 | 0.5% | 0.6% | 1.1% | | | | |
| 公私立全体を通じた高等教育に対する財政支出の充 | 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50 5 | 韓国 | 0.6% | 1.9% | 2.6% | | | | |
| 実に努めること。また、高等教育及び学術研究の水準 | | イギリス | 0.7% | 0.3% | 1.0% | | | | |
| の向上と自立的な発展を図る立場から、 <u>地方の大学の</u> | | アメリカ合衆国 | 0.9% | 1.8% | 2.7% | | | | |
| <u>整備・充実</u> に努めること。 | | OECD各国平均 | 1.0% | 0.3% | 1.3% | | | | |
| | | | · | 出典:『OECD イン | |)3 年版)』 | | | |
| | | 日本の高等教育に対する公財政支出は、依然として先進国 | | | | – | | | |
| | | 低水準であり改善されていない。 | | | | | | | |
| 職員の身分が非公務員とされることによる勤務条件 | | ○非公務員化に伴う労働条件の維持・改善 | | | | | | | |
| 等の整備については、教育研究の特性に配意し、適切 | | 職員の身分が非公務員化されることに伴い、労働時間の延長な | | | | | | | |
| に行われるよう努めること。また、大学の教員等の任 | | どさまざまな労働条件の不利益変更が起きている。教員の裁量 | | | | | | | |
| 期に関する法律の運用に当たっては、教育研究の進展 | | 労働制導入はサービス残業の温床となっている。職員には大学 | | | | | | | |
| に資するよう配慮すること。 | 100 4 2 4 2 4 2 4 2 4 2 4 2 4 2 4 2 4 2 4 | の研究・教育を支える専門性開発のための研修権が確立されて | | | | | | | |
| 職員の身分が非公務員とされることによる勤務条件 | 10 miles | いない。その一方で、国家公務員時代の不合理な待遇格差、権 | | | | | | | |
| 等の整備については、教育研究の特性に配意し、適切 | | 力主義的な雇用関係が残されている。 | | | | | | | |
| <u>に行われるよう努める</u> こと。また、大学の教員等の任 | | 〇任期制法の厳格な適用 | | | | | | | |
| 期に関する法律の運用に当たっては、選択的限定的任 | \$606.006.006.566.606.006.006.566.006.006. | 複数の大学で任期制が「選択的限定的」でない方法で導入され | | | | | | | |
| <u>期制</u> という法の趣旨を踏まえ、教育研究の進展に資す | | ている。任期制法は国立大学教員だけを対象としたものでない | | | | | | | |
| るよう配慮するとともに、 <u>教員等の身分保障に十分留</u> | | ことから、政府は公立大学に対しても無限定な任期制導入を戒 | | | | | | | |
| <u>意</u> すること。 | | める行政指導を行うべきである。 | | | | | | | |
| 法人への移行に際しては、「良好な労働関係」という | | 〇職員団体との十 | 分な協議 | | | | | | |
| 観点から、関係職員団体等と十分協議が行われるよう | | 移行過程において | 、全大教と | 文科省との間 | 引において— | 定の協議 | | | |
| 配慮すること。 | | が行われている。 | だが、法人だ | が誠実交渉義 | 義に違反す | るなど、 | | | |
| | | 附帯決議の趣旨を | 理解していた | ない事態も存 | 在する。 | | | | |
| 公立の義務教育諸学校の教職員の処遇については、学 | | □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ | | | | | | | |
| 校教育の水準の維持向上のための <u>義務教育諸学校の</u> | | 人材確保法は、義務教育諸学校の教育職員の給与を一般の公務 | | | | | | | |
| 教育職員の人材確保に関する特別措置法を今後とも | | 員の給与水準に比べて優遇することにより、学校教育の水準の | | | | | | | |

公立の義務教育諸学校の教職員の処遇については、学校教育の水準の維持向上のための<u>義務教育諸学校の</u>教育職員の人材確保に関する特別措置法を今後とも 堅持し、国家公務員に準拠する規定が外されることにより同法の趣旨が損なわれることがないよう、十分配<u>慮</u>すること。

公立の義務教育諸学校の教職員の処遇については、学校教育の水準の維持向上のための<u>義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法を今後とも堅持</u>し、国家公務員に準拠する規定が外されることにより同法の趣旨が損なわれることがないよう、十分配慮すること。

高等教育のグランドデザインの検討に当たっては、生涯学習社会の形成の観点から、専門学校を含む高等教育全体について、関係府省、地方公共団体等とも連携しつつ、広範な国民的論議を踏まえ行うこと。



人材確保法は、義務教育諸学校の教育職員の給与を一般の公務員の給与水準に比べて優遇することにより、学校教育の水準の維持向上を図ろうとする趣旨で制定された。ところが、最近の政府の議論は、義務教育費の改革を地方への税源委譲の前提(「骨太方針 2004」)となる国庫負担金改革の一環として議論されてしまっており、人材確保法の趣旨どころではなくなっている。文科省は義務教育費国庫負担金の一般財源化には慎重であるが、地方団体は、学校教育の水準の維持向上を教員の処遇の維持・改善によってではなく、学習指導要領、教科書検定、教員免許更新性、義務教育標準法などによって図るとする論を展開しており、附帯決議の履行が懸念される。

〇国民的・民主主義的な的高等教育のグランドデザイン

大学院の拡大は進んでいるものの、人々の生涯学習ニーズに対応した充実が図られているとは言い難い。

答申とりまとめにあたって、中教審大学分科会では、大学団体・ 教員、経済団体、マスコミ等の「意見発表」が行われたが、国 民的論議と呼ぶには不十分である。

履行状況の判定

- S…附帯決議の趣旨を十分に達成。
- A…不備な点はほとんどなく、附帯決議の趣旨をほぼ達成。
- B…不備な点はあるが、附帯決議の趣旨を達成しつつある。
- C…不備な点、改善の余地が多い。
- D…附帯決議の趣旨を理解していないか、附帯決議に反する 状況である。
- 一…時期尚早、データ不足などにより評価不能。